

博士の学位審査に関する内規

化学システム工学専攻
平成 19 年 5 月 31 日 承認
平成 21 年 1 月 15 日 改訂
平成 22 年 10 月 28 日 改訂
平成 23 年 4 月 8 日改訂
平成 27 年 6 月 18 日改訂

(目的)

1. 本内規は、化学システム工学専攻における課程博士ならびに論文博士の学位審査に必要な事項を定めるものである。本内規に規定のない事項については、東京大学大学院学則、東京大学学位規則ならびに工学系研究科博士の学審査に関する内規、工学系研究科における課程博士の論文審査プロセスに関する要項、工学系研究科博士の学位審査に関する内規についての申合せに従うものとする。

(審査会)

2. 学位審査は予備審査および本審査の二段階で行う。いずれの審査会も公開とする。指導教員は、各審査に先立ち、専攻会議において以下の条件を満たすことを示し、予備審査請求および本審査請求を行わなければならない。また、所定のプロセスを経て審査および審査報告を行わなければならない。
3. **予備審査**を行うための条件およびプロセスは以下の通りとする。
 - 博士論文の骨格ができていること。
 - 課程博士の場合、博士論文中間発表会で発表し、質疑応答を行っていること。
 - 論文博士にあつては、論文を提出する時点で学部卒業後 7.5 年以上、修士修了後 4.5 年以上の研究歴を有すること。
 - 論文博士にあつては、予備審査請求を行う前に、予備審査委員候補者が事前審査委員会を組織し、申請者予定者の研究経歴、研究業績および申請論文内容等について十分な事前審査を実施し、それをもとに事前審査委員会として予備審査請求の可否を判断すること。
 - 予備審査にあたって、論文提出者は、審査資料として論文に記述予定の内容に関する要旨と同時に学位論文草稿を提出しなければならない。
 - 予備審査の結果は、博士論文予備審査委員会審査票に記入し、予備審査委員全員に回覧し審査委員全員による合議を経て合否を決定する。
 - 主査は、予備審査結果を「予備審査の結果の要旨」にまとめ、常務委員に提出する。
 - 常務委員は、「予備審査の結果の要旨」を専攻会議に配布し審査結果を付議する。主査は「予備審査の結果の要旨」を専攻会議で説明するとともに審議を行い、予備審査の合否を決定する。
4. **本審査**を行うための条件およびプロセスは以下の通りとする。
 - 本審査に先立って原則として 2 か月以上前に予備審査が行われ合格していること。
 - 本審査に先立って 1 か月以上前に学位請求論文が審査委員全員に配布されていること。
 - 既にアクセプトされている博士論文の中核をなす報文が 1.0 カウント以上あること。
 - アクセプトされている報文のカウント合計が 2.0 以上あること。
 - 本審査は委員の 5 分の 4 以上の出席を持って開催する。
 - 本審査において剽窃チェックの結果を回覧し、審査委員全員で確認を行う。
 - 本審査の結果は、博士論文本審査委員会審査票に記入し、審査委員全員に回覧し審査委員全員による合議を経て合否を決定する。
 - 論文の修正等が本審査の合格の条件とされた場合は、その合格の条件が満たされていることを、審査委員全員で確認し、その後に本審査の合格とする。
 - 本審査に合格した場合は、主査は「審査の結果の要旨」を作成し、審査委員全員に配布する。審査委員全員による合議の上、修正が必要な場合はそれを施し、「審査の結果の要旨」に対する審査委員全員の合意を得る。その後、主査は「審査の結果の要旨」を常務委員に提出する。

- 常務委員は、「審査の結果の要旨」を専攻会議に配布し審査結果を付議する。主査は「審査の結果の要旨」を専攻会議で説明するとともに論文の写しも専攻会議で回覧し審議を行い、論文の可否を決定する。
5. 指導教員がアクセプトされることが確実と判断した場合、上記カウントを満たす前に本審査を実施できるが、工学系研究科教育会議への学位授与請求は、報文がアクセプトされた時点で行うものとする。

(報文のカウント)

6. 以下の学術論文を報文としてカウントすることができる。
 - [論文誌] 査読により掲載の可否を決める、定期的に発行される評価の高い論文雑誌。当専攻で学位請求に使われた実績のない雑誌は専攻会議で回覧の上、承認を得ること。
 - [国際会議のプロシーディング] 原則としてカウントしない。ただし、継続的に開催され査読のある評価の高い国際会議のプロシーディングで、他の論文との重複がない場合に報文としてカウントできる。その場合、指導教員が専攻会議にてその会議の評価が高いことなどを説明し、了承されることが必要である。
7. 報文のカウントは、以下に従うものとする。
 - Full paper のカウントは 1.0 とする。 letter, communication, note のカウントは 0.5 とするが、特に専攻会議で認められた雑誌については、この限りではない。
 - 共著者のある場合は、すべての著者に寄与率を割り振り、学位請求者の寄与を明確にする。指導的立場にあり博士の学位を有する共著者の寄与率は零とすることができる。
 - 寄与率の算定は、専攻会議の了承を得るものとする。過去の寄与率の記録については公開とする。

(審査委員会)

8. 審査委員会は化学システム工学専攻教員 3 名以上、専攻外委員 1 名以上、計 5 名以上で構成する。
9. 指導教員も含め、実質的に論文指導にあたった教員を審査委員に加える場合、「当専攻 3 名」もしくは「専攻外 1 名」の最低数には算入しないものとする。
10. 学位請求者の 5 親等以内の親族は審査委員になることはできない。
11. 指導教員は予備審査、本審査にあたって審査委員の候補者名簿を、選出理由を付して常務委員に提出し、常務委員はこれを専攻会議に付議し、承認を得るものとする。
12. 審査委員会は、指導教員あるいは実質的に論文指導にあたった教員以外の委員を司会に任命し、議事進行を行わせるものとする。
13. 審査委員会主査は、審査委員の互選により選出する。

(学位取得年限に関する特例)

課程在学中に行った研究を本人が筆頭著者となって取りまとめた原著論文が、国際的なリーディングジャーナルに掲載されているなど顕著な業績が認められる場合、その指導教員の専攻会議への発議により、3 年未満の在学期間で学位の審査を受けられるものとする。その場合は、学位取得の 7 か月前に指導教員が専攻会議で説明し、承認を得るものとする。